

宮崎県「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」
認定企業向け

奨学金返還支援を 行う企業をサポート！

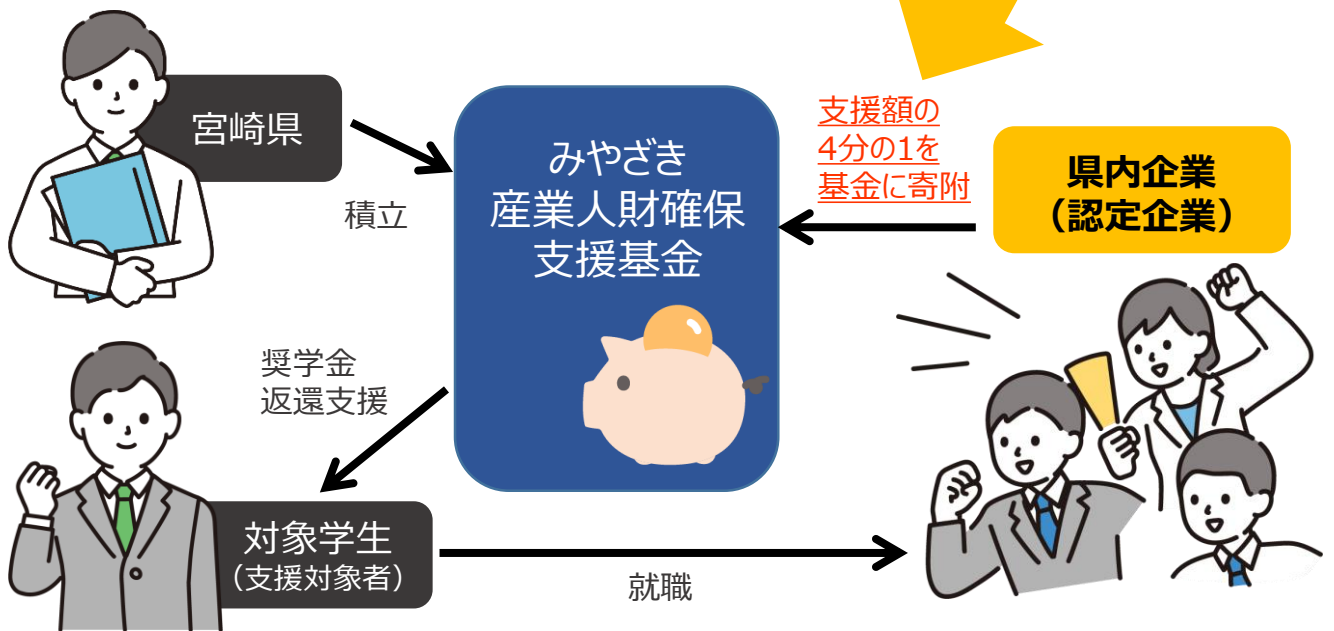
宮崎県北部広域行政事務組合では、宮崎県の「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」の認定を受けた県内企業（認定企業）が、みやざき産業人財確保支援基金に寄附する費用を補助します。

企業が負担する寄附金に対して支援を行うとともに、県事業の周知を行うことで、対象学生（支援対象者）を受け入れる県内企業（認定企業）の拡大を図ります。

企業負担金
(基金への寄附金)

全額補助

※事務組合予算の範囲内の額



宮崎県 ひなた創生のための奨学金返還支援事業イメージ（一部抜粋）

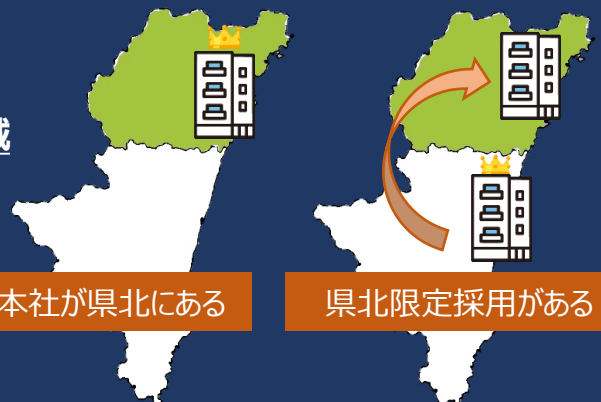
※宮崎県「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」の認定企業であり、宮崎県北部地域に本社又は宮崎県北部地域内勤務に限定した採用枠がある企業等が対象となります。

宮崎県北部地域

・延岡市 ・日向市 ・門川町 ・諸塚村
・椎葉村 ・美郷町 ・高千穂町 ・日之影町 ・五ヶ瀬町

本社が県北にある

県北限定採用がある



宮崎県「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」について

対象学生に対して、貸与を受けた奨学金の要返還額の1/2を上限に、認定企業に就職した1年目、3年目、5年目に次の表のとおり給付します。認定企業は、このうち1/4の額を基金に寄附金として納める必要があります。

	給付率	給付限度額（円）			
		1年経過時点	3年経過時点	5年経過時点	計
大学院・6年制大学	1/2以内	450,000	450,000	600,000	1,500,000
4年制大学	1/2以内	300,000	300,000	400,000	1,000,000
短大・高専（4・5年次） 専修学校専門課程	1/2以内	150,000	150,000	200,000	500,000
短大・高専（1～3年次） 専修学校専門課程	1/2以内	120,000	120,000	160,000	400,000

支援例）4年制大学を卒業した対象学生に対し100万円の返還支援を行う場合

1年経過時：30万円（うち認定企業負担分 7.5万円）
 3年経過時：30万円（うち認定企業負担分 7.5万円）
 5年経過時：40万円（うち認定企業負担分 10万円）

合計：100万円（うち認定企業負担分 25万円）

事務組合が
全額補助!

補助の流れ

- Step 1** 宮崎県「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」の認定企業になる
- Step 2** 内定者を宮崎県「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」の支援対象者として推薦する
- Step 3** 支援対象者を雇用してから1年目・3年目・5年目に、県から寄附額の通知を受け取る
- Step 4** 宮崎県北広域行政事務組合に補助金を申請する
※ホームページ「天孫降臨ひむか共和国」に申請様式等を掲載
- Step 5** 県から通知された額を
みやざき産業人財確保支援基金へ寄附する
- Step 6** 宮崎県北広域行政事務組合に補助金を請求する



宮崎県「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」に賛同し、

若者の奨学金返還を支援しませんか？